

埼玉県農業委員会交付金等交付要綱

昭和 4 2 年 1 1 月 1 5 日
最終改正 令和 8 年 5 月 1 9 日

(趣旨)

- 第 1 条 県は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、市町村及び埼玉県農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）を交付する。
- 2 前項の交付金等の交付に関しては、農業委員会交付金事業実施要領（昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1141 号）、農業委員会交付金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8328 号）、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号）、農地利用最適化推進事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号）、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3282 号）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号）、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定める。

(交付金等の対象経費及び補助率等)

- 第 2 条 補助の対象となる期間、経費及び当該経費に対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 別表の経費の欄に掲げる次の経費の相互間における流用をしてはならない。
- (1) 1 から 5 の相互間
- (2) 3 の (1)、(2) の相互間

(申請書の様式等)

- 第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとする。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、交付金等の交付申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

- 第 4 条 規則第 4 条第 2 項に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式)

- 第 5 条 規則第 7 条の交付決定通知書の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

(軽微な変更)

- 第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる以外の変更とする。
- (計画変更等の承認手続き)

第7条 規則第6条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合の変更承認申請書の様式は様式第3号のとおりとする。

(状況報告書の様式等)

第8条 市町村及び機構は、知事の要求があったときは、様式第4号の報告書により交付金事業又は補助金事業の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(概算払)

第9条 市町村及び機構は、交付金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第5号による概算払請求書を知事に提出するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、事業終了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(事業の着手)

第11条 別表の経費の欄に掲げる4及び5の経費に係る事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、様式第7号による交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

2 前項ただし書の規定により、交付決定前に事業に着手する場合は、市町村及び機構は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うこととする。

(書類の整備等)

第12条 市町村及び機構は、交付金事業又は補助金事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該交付金事業又は補助金事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(書類の経由)

第13条 市町村が規則又はこの要綱に基づき知事に提出する書類等は、所管の農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

2 令和7年度までに実施した事業については、従前の例により取り扱うものとする。

別表（第2条及び第6条関係）

経 費	対象期間	補助率	重要な変更
1 農業委員会交付金 農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する以下の経費 (1) 委員手当（委員の手当（農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介に要するものを除く）） (2) 職員設置費 ア 職員の給与費（給料・扶養手当・地域手当・通勤手当・期末勤勉手当・住居手当・寒冷地手当） イ 共済費（地方公務員等共済組合法に基づく職員共済組合への長期給付に係る市町村の負担金及び地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金への市町村負担金に要する経費） (3) 農地調査・資料整備費（旅費・消耗品費・通信運搬費）	事業実施年度の4月1日から3月31日まで	別紙に定める基準により算定した額	補助事業を中止又は廃止する場合 交付金の増減
2 農地利用最適化推進事業 農地利用最適化推進事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「最適化要綱」という。）第3の1に定める農地利用の最適化に係る活動に必要な事業経費に対し交付される、最適化要綱別記1の第3の2に定める以下の事業の実施に要する経費 (1) 農地利用最適化推進委員等の実績に応じた補助金 (2) 農業委員会の実績に応じた補助金	事業実施年度の4月1日から3月31日まで	定 額	補助事業を中止又は廃止する場合 補助金の増減
3 県農業委員会ネットワーク機構費補助金 農地法（昭和27年法律第229号）により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に要する以下の経費 (1) 役職員手当等 ア 役職員手当 イ 職員給与費（給料・扶養手当・地域手当・通勤手当・期末勤勉手当・住居手当） ウ 法定福利費（厚生年金保険料・特例業務負担金・労災保険料・子ども・子育て拠出金・雇用保険料・健康保険料等） (2) 業務費 運営事務費 ア 役職員旅費 イ 連絡旅費 ウ 事務費	事業実施年度の4月1日から3月31日まで	定 額	補助事業を中止又は廃止する場合 補助金の増減
4 機構集積支援事業 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「機構集積要綱」という。）第3の3に定める農業委員会等が効率的に業務を遂行できるようにするための以下の経費 (1) 機構集積要綱第3の3の(1)に定める農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業に係る機構集積要綱別表2に定める経費 (2) 機構集積要綱第3の3の(2)に定める農地の有効利用を図るための支援事業に係る機構集積要綱別表2に定める経費 (3) 機構集積要綱第3の3の(3)に定める広域的な農地利用調整活動等への支援事業に係る機構集積要綱別表2に定める経費	事業実施年度の交付決定日から3月31日まで ただし、本要綱第11条第1項のただし書きに基づき交付決定前着手届が知事に提出されている場合は、当該届出における着手日から対象とする	定 額	補助事業を中止又は廃止する場合 補助金の増減

5 所有者不明農地対策事業費補助金 所有者不明農地等対策事業費補助金交付要綱（令和7年3月31日付け6経営第2241号農林水産事務次官依命通知。以下「所有者不明要綱」という。）別紙第2の3に定める以下の事業の実施に要する経費 （1）所有者不明農地対策企画員の設置 （2）支援地域の指定及びロードマップの提示 （3）所有者不明農地の解消に向けた取組の牽引 （4）所有者不明農地の解消の取組事例の作成、情報発信	事業実施年度の交付決定日から3月31日まで ただし、本要綱第11条第1項のただし書きに基づき交付決定前着手届が知事に提出されている場合は、当該届出における着手日から対象とする	定 額	補助事業を新設、中止又は廃止する場合補助金の増減事業費の30%を超える増減
---	---	------------	--

別紙(第2条関係)

第2条の表の補助率の欄に掲げる別紙に定める基準は、次に定めるとおりとする。

- 1 農業委員会交付金の予算総額の3割は、市町村農業委員会に均等に配分する。
- 2 農業委員会交付金の予算総額の2割5分は、市町村農業委員会区域内の農家数に応じて配分する。
- 3 農業委員会交付金の予算総額の2割5分は、市町村農業委員会区域内の農地面積に応じて配分する。
- 4 農業委員会交付金の予算総額の2割は、市町村農業委員会の区域内における農地等についての農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転の状況、当該区域内における農地の転用(農地を農地以外のものにすることをいう。)の状況等、市町村農業委員会の運営に関する特別の事情に応じて配分する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

(その 1 市町村の場合)

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、機構
集積支援事業】交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年度において、農業委員会に要する経費に対する交付金（補助金）事業（【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、機構集積支援事業】）を実施したいので、埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 注 1 事業ごとに交付申請は別葉にすること。
- 注 2 【 】には、該当する事業名を記入すること。
- 注 3 記の作成については、次に掲げる事業ごとの様式によること。
- 注 4 交付申請書には「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環バ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、チェックしたものを添付すること。

- (1) 農業委員会交付金・・・・・・様式 A
- (2) 農地利用最適化推進事業・・・・・・様式 B
- (3) 機構集積支援事業・・・・・・様式 C

様式A（農業委員会交付金）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

（1）委員関係

区 分	現 員	定 数
農 業 委 員		
推 進 委 員		
計		

（2）職員関係

区 分	現 員	うち交付対象人員	条例による定数
職 員 数			

（3）農地調査・資料整備費関係

主 な 調 査 事 項	対象件数
	戸

4 経費の配分

（単位：円）

区 分	経費の額	左の負担区分		備 考
		県交付金	市町村費	
農業委員会交付金				
（1）委員手当				
（2）職員設置費				
（3）農地調査・資料整備費				
合 計				

5 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減	備 考
農業委員会交付金				
市 町 村 費				
合 計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比較増減	備 考
業 務 費				
合 計				

様式 B（農地利用最適化推進事業）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

事業計画（実績）及びその内容については、農地利用最適化推進事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号）の第 4 の 1 の（1）アに基づき提出する農地利用最適化推進事業実施計画（完了報告書）（別紙様式第 1 号）のとおり。

4 経費の配分 (単位:円)

区 分	経費の額	左の負担区分		備 考
		県補助金	市町村費	
農地利用最適化推進事業				
(1) 農地利用最適化推進委員等の実績 に応じた補助金				
(2) 農業委員会の実績に応じた補助金				
合 計				

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

6 収支予算(精算)

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
農地利用最適化推進事業				
市 町 村 費				
合 計				

(2) 支出の部 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
業 務 費				
合 計				

様式C（機構集積支援事業）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

事業計画（実績）及びその内容については、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号）の第9の1の（1）に基づき提出する機構集積支援事業実施計画（完了報告書）（別紙様式第8号）のとおり。

4 経費の配分 (単位:円)

区 分	経費の額	左の負担区分		備 考
		県補助金	市町村費	
機構集積支援事業				
(1) 農地法等に基づく事務の適正実施				
(2) 農地の有効利用				
合 計				

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

6 収支予算(精算)

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
機構集積支援事業				
市 町 村 費				
合 計				

(2) 支出の部 (単位:円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
業 務 費				
合 計				

様式第 1 号（第 3 条関係）

（その 2 機構の場合）

令和 年度【県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積
支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

機構の長
氏 名

令和 年度において、埼玉県農業委員会ネットワーク機構に要する経費に対する補助金事業
を実施したいので、埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり申
請します。

記

注 1 事業ごとに交付申請は別葉にすること。

注 2 【 】には、該当する事業名を記入すること。

注 3 記の作成については、次に掲げる事業ごとの様式によること。

注 4 交付申請書には「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環
境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12
月 26 日付け 7 環バ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）
に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、チェッ
クしたものを添付すること。

（1）県農業委員会ネットワーク機構費補助金・・・様式 D

（2）機構集積支援事業・・・・・・・・・・様式 E

（3）所有者不明農地対策事業費補助金・・・・・・・・様式 F

様式D（県農業委員会ネットワーク機構費補助金）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

（1）役職員関係

ア 総 数

区 分	会員数	うち役職員数(会長等含む)
普通会員		
賛助会員		
合 計		

イ 会長・副会長

氏名	在職月数 (A)	手当単価 (B)	要する経費 (A×B)	うち補助金	備考
(会長)					
(副会長)					
合 計					

ウ 会議等関係

(ア) 会 議

開催(予 定)月日	内容	出席(予 定)人数 (A)	手当単価 (B)	要する経費 (A×B)	うち補助金	備考
		うち 役職員 数				
合 計						

(イ) 打合せ、調査等

開催(予 定)月日	内容	延べ出席 (予定) 人数 (A)	手当単価 (B)	要する経費 (A×B)	うち補助金	備考
		うち 役職員 数				
合 計						

(2) 職員関係

番号	氏名	年齢	担当事務	補助・ 非補助の別	専兼別		業務日数
						兼務先	
計							

番号	氏名	給与手当			法定福利費			備考
		補助対象 経費	その他 の経費	合計	補助対象 経費	その他 の経費	合計	
計								

(注) 1 給与手当の欄の補助対象経費は、当該年度における給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末勤勉手当、住居手当の合計額を、その他の経費の欄にはそれ以外の経費の合計額を記載する。

2 法定福利費の欄の補助対象経費の欄には当該年度において機構が負担する厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び健康保険料等の合計額を、その他の経費の欄にはそれ以外の経費の合計額を記載する。

(3) 業務費関係

運営事務費関係

区 分	時期	員数	備考
役職員旅費 ・ 常設審議委員会 ・ その他会議等		人 人	
連絡旅費 ・ 職員旅費 ・ 職員研修受講旅費		人 人	
事務費 ・ 会議開催費 ・ 運営事務費 ・ 啓発普及費		人 部	消耗品費・通信費・印刷費・事務所賃借料・水道光熱費

4 経費の配分

(単位：円)

区 分	経費の額	左の負担区分		備考
		県 補 助 金	機 構 費	
		う ち 国 庫		
1 役職員手当等 (1)役職員手当 (2)職員給与費 (3)法定福利費				
2 業務費 運営事務費 (1)役職員旅費 (2)連絡旅費 (3)事務費				
合 計				

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

- (注) 1 機構の事業計画を添付すること
2 法定福利費の内訳を添付すること

6 収支予算(精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
県補助金				
機構費				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
1 役職員手当等 (1)役職員手当 (2)職員給与費 (3)法定福利費				
2 業務費 運営事務費 (1)役職員旅費 (2)連絡旅費 (3)事務費				
合 計				

相談日数等交付申請書の作成時に確定値を記載できない箇所については、想定値を記載してください。

様式 E（機構集積支援事業）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

事業計画（実績）及びその内容については、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号）の第 9 の 1 の（2）に基づき提出する機構集積支援事業実施計画（完了報告書）（別紙様式第 8 号）のとおり。

4 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の額	左の負担区分		備 考
		県補助金	機構費	
機構集積支援事業				
合 計				

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
県補助金				
機 構 費				
合 計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
機構集積支援事業				
合 計				

様式 F（所有者不明農地対策事業費補助金）

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 事業計画（実績）及びその内容

事業計画（実績）及びその内容については、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号）の別紙第 3 の 1 の（1）に基づき提出する所有者不明農地対策事業実施計画（完了報告書）（別紙様式第 1 号）のとおり。

4 経費の配分 (単位：円)

区 分	経費の額	左の負担区分		備 考
		県 補 助 金	機 構 費	
所有者不明農地 対策事業費補助金				
合 計				

5 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
県 補 助 金				
機 構 費				
合 計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
所有者不明農地 対策事業費補助金				
合 計				

様式第2号（第5条関係）
（その1 市町村の場合）

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、機構
集積支援事業】交付決定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、機構集積支援事業】については、下記のとおり交付する。

記

- 注1 【 】には、該当する事業名を記入すること。
注2 記の作成については、次に掲げる事業ごとの様式によること。
（1）農業委員会交付金・・・様式G
（2）農地利用最適化推進事業・・・様式H
（3）機構集積支援事業・・・様式I

様式G（農業委員会交付金）

1 交付決定の内容

- (1) 交付金額 金 円
- (2) 交付金事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりとする。
- (3) 交付金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。

(単位：円)

区 分	交付金事業に要する経費	交付金の額
農業委員会交付金		

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

交付金等の額の確定は、次の各号に定める方法により算出された額の合計額とする。

委員手当、職員設置費及び農地調査・資料整備費については、それぞれ配分された経費ごとに、当該交付金事業に要した経費の実支出額と交付金の額(変更された場合には、変更された額)とのいずれか低い額の合計額

4 交付の条件

- (1) 交付金事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)、農業委員会交付金事業実施要領(昭和 60 年 11 月 20 日付け 60 農経 A 第 1141 号農林水産事務次官依命通知)、農業委員会交付金等交付要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8328 号農林水産事務次官依命通知)の他、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40 年埼玉県規則第 15 号)及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱(昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁)に従わなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境配慮チェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環バ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式H（農地利用最適化推進事業）

1 交付決定の内容

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- (3) 補助金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。

（単位：円）

区 分	補助金事業に要する経費	補助金の額
農地利用最適化推進事業		

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

当該補助金事業に要した経費の実支出額と補助金の額(変更された場合は、変更された額)とのいずれか低い額とする。

4 交付の条件

- (1) 補助金事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)、農地利用最適化推進事業実施要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3278 号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知。以下「集積交付要綱」という。）の他、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40 年埼玉県規則第 15 号)及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱(昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁)に従わなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) (3) による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (5) 取得財産等のうち(3)に定めるものについて、(3)に定める期間中、集積交付要綱の別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- (6) 実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環バ第

355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知) に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式 I (機構集積支援事業)

1 交付決定の内容

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- (3) 補助金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額は、申請書の経費の配分欄に記載のとおりとする。

(単位：円)

区 分	補助金事業に要する経費	補助金の額
機構集積支援事業		
ア 農地法等に基づく事務 の適正実施		
イ 農地の有効利用		
合 計		

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

補助金の額の確定は、当該事業に要した経費の実支出額と補助金の額(変更された場合は、変更された額)とのいずれか低い額とする。

4 交付の条件

- (1) 補助金事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)、農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知)、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱(平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知。以下「集積交付要綱」という。)の他、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40 年埼玉県規則第 15 号)及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱(昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁)に従わなければならない。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (4) (3) による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- (5) 取得財産等のうち(3)に定めるものについて、(3)に定める期間中、集積交付要綱の別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- (6) 実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式第2号（第5条関係）
（その2 機構の場合）

令和 年度【県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】交付決定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

機構の長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度【県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】については、下記のとおり交付する。

記

- 注1 【 】には、該当する事業名を記入すること。
注2 記の作成については、次に掲げる事業ごとの様式によること。
（1）県農業委員会ネットワーク機構費補助金・・・様式J
（2）機構集積支援事業・・・・・・・・・・様式K
（3）所有者不明農地対策事業費補助金・・・・・・・・様式L

様式 J（県農業委員会ネットワーク機構費補助金）

1 交付決定の内容

（１）補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

（２）補助金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金は、申請書に記載のとおりとする。

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

補助金の額の確定は、次の各号に定める方法により算出された額の合計額とする。

役職員手当等、業務費については、当該経費ごとに要した経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額

4 交付の条件

（１）事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 経営第 3282 号農林水産事務次官依命通知）、農業委員会交付金等交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8328 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金等要綱」という。）の他、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱（昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁）に従わなければならない。

（２）役職員手当等、業務費は、相互に流用してはならない。

（３）事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（４）職員給与費の補助対象職員を変更しようとするときは、その理由及び新たに補助対象職員としようとする者の経歴等を記載した書面をもって、知事の承認を受けなければならない。

（５）間接交付金事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付金事業等の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（６）（５）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付金等要綱の別記様式第 8 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（７）実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環パ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたも

のを添付すること。

様式K（機構集積支援事業）

1 交付決定の内容

（１）補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

（２）補助金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金は、申請書に記載のとおりとする。

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

補助金の額の確定は、当該事業に要した経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は、変更後の額）とのいずれか低い額とする。

4 交付の条件

（１）事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知。以下「集積交付要綱」という。）の他、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱（昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁）に従わなければならない。

（２）事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（３）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（４）（３）による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

（５）取得財産等のうち（３）に定めるものについて、（３）に定める期間中、集積交付要綱の別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

（６）間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（７）（６）により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、集積交付要綱の別記様式第 10 号による契約に

係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

- (8) 実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式 L（所有者不明農地対策事業費補助金）

1 交付決定の内容

（1）補助金事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助金事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

（2）補助金事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金は、申請書に記載のとおりとする。

2 支払の方法

概算払とする。

3 確 定

補助金の額の確定は、当該事業に要した経費の実支出額と補助金の額（変更された場合は、変更後の額）とのいずれか低い額とする。

4 交付の条件

（1）事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 2241 号農林水産事務次官依命通知。以下「所有者不明要綱」という。）の他、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号）及び埼玉県農業委員会交付金等交付要綱（昭和 42 年 11 月 15 日農林部長決裁）に従わなければならない。

（2）事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（3）間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（4）（3）による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

（5）間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（6）（5）の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、所有者不明要綱の別記様式第 13 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（7）実績報告時に「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年 12 月 26 日付け 7 環バ第

355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知) に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】の変更承認申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

機構の長

氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】については、埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとします。

記

注1 【 】には、該当する事業名を記入すること。

注2 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下、様式第1号の記に準じて作成することとし、変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。）

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】遂行状況報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長 氏 名

機構の長

氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】の実施状況を埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B) / (A)	残高事業費
	円	円	%	円
合 計				

（注）1 【 】には、該当する事業名を記入すること。

2 「区分」欄には、様式第1号（その1）の記の4又は同号（その2）の記の4の経費の配分に掲げる経費ごとに記載するものとする。

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長
（機構の長）
氏 名

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度
【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】について、下記により
金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区 分	総事業費	交付金額 (補助金額)	既受領額	今回請求額	備考
	円	円	円	円	
合 計					

（注）1 【 】には、該当する事業名を記入すること。

2 「区分」欄には、様式第1号（その1）の記の4又は同号（その2）の記の4の経費の配分に掲げる経費ごとに記載するものとする。

債権者コード：

様式第 6 号(第 10 条関係)
(その 1 市町村の場合)

令和 年度【農業委員会交付金、農地利用最適化推進事業、機構
集積支援事業】実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった【農業委員会交付金、農
地利用最適化推進事業、機構集積支援事業】について、下記のとおり実施したので、埼玉県農業
委員会交付金等交付要綱第 10 条の規定により、その実績を報告します。

記

- 注 1 【 】には、該当する事業名を記入すること。
注 2 記の記載事項は、交付申請書(様式第 1 号)に準ずる。
注 3 実績報告書には「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における
環境配慮チェック・要件化(みどりチェック)の試行実施について」(令和 7 年
12 月 26 日付け 7 環バ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通
知)に示す「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、
事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）
（その 2 機構の場合）

令和 年度【県農業委員会ネットワーク機構費補助金、機構集積
支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

機構の長

氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった【県農業委員会ネットワ
ーク機構費補助金、機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】について、下記の
とおり実施したので、埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第 10 条の規定により、その実績を報告
します。

記

- 注 1 【 】には、該当する事業名を記入すること。
注 2 記の記載事項は、交付申請書（様式第 1 号）に準ずる。
注 3 実績報告書には「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における
環境配慮チェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和 7 年
12 月 26 日付け 7 環バ第 355 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通
知）に示す「みどりチェック」に記載された各取組について、事業実施期間中
に実施したか否かをチェックしたものを添付すること。

様式第7号（第11条関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長
（機構の長）
氏 名

令和 年度【機構集積支援事業、所有者不明農地対策事業費補助金】交付決定前着手届

埼玉県農業委員会交付金等交付要綱第11条第1項ただし書の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまで期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区分	事業費		着手年月日	完了予定年月日
		うち県補助金		

（注）1 【 】には、該当する事業名を記入すること。

- 2 「区分」欄には、様式第1号（その1）の記の4又は同号（その2）の記の4の経費の配分に掲げる経費ごとに記載するものとする。

理由

〇〇〇〇